茅ヶ崎市事務分掌規則及び茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月３日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第７号

茅ヶ崎市事務分掌規則及び茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則

（茅ヶ崎市事務分掌規則の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市事務分掌規則（平成１４年茅ヶ崎市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中第１２号を第１３号とし、第６号から第１１号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金の寄附採納に関すること。

（茅ヶ崎市財務規則の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市財務規則（昭和４７年茅ヶ崎市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１農業水産課の項の次に次のように加える。

拠点整備課	課長	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金に係る寄附金の収納

附　則

この規則は、公布の日から施行する。